徳島小松島港の「特定利用空港・港湾」への 追加に関する意見交換会

議事次第

日時:令和7年9月25日(木)10:00~

場所:徳島県庁 7階 707会議室

- 1 開会
- 2 徳島小松島港の「特定利用港湾」への追加について
- 3 質疑応答
- 4 閉会

【資料】

総合的な防衛体制の強化に資する取組について(公共インフラ整備)

徳島小松島港の「特定利用港湾」への追加に関する意見交換会 令和7年9月22日

総合的な防衛体制の強化に資する取組について(公共インフラ整備)

【最終更新日:令和7年8月29日】

公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

運用)

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。**これらを、「特定利用空港・港湾」とする。

【整備】

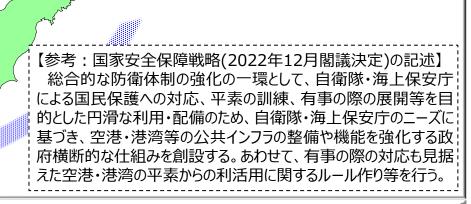
「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。

【整備の概要】

○ 空港の滑走路延長・エプロン(駐機場)整備や港湾の 岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

○ 既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の 実施を行う。

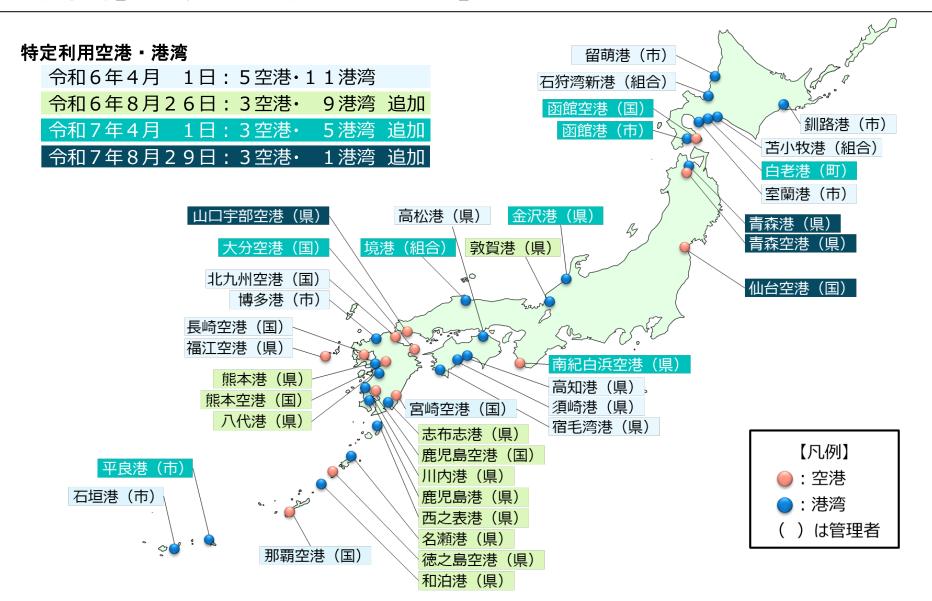


空港・港湾における「円滑な利用に関する確認事項」の概要

- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 〇 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で 緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊 急性が高い場合(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く)であって、 当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用 に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速 に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、 円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾(令和7年8月29日時点)

○ 以下の14空港及び26港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。



よくあるご質問

O1 この取組は有事を対象とするものですか?

A 1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)等に基づき行われます。

また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々の状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Q2 「特定利用空港·港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか?

A 2 自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。

むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、 我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

03 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか?

A3 基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q4 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか?

A4 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の 法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

Q5 「特定利用空港·港湾」となることで、米軍も利用することになりますか?

A 5 この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

参考:国民保護・災害派遣利用のイメージ

空港

- 空港の整備・利用により、短期間の島 外避難を必要とする国民保護時の輸送能 力を確保するとともに、災害派遣の救援 部隊の派遣をより効率的に実施。
- 波浪等により船舶による避難が困難・ 遅延する場合においても、航空機による 避難経路を確保。

港湾

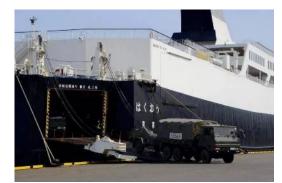
- 大型船舶を用いることにより、国民保 護時の輸送能力が向上する。
- 大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物 資輸送や医療支援等が可能になるととも に、大規模災害からの復興に際し、大量 の建設資機材の搬入等が可能となる。



住民避難のイメージ (国民保護共同訓練より)



被災者等空輸のイメージ (防衛省災害対処に係る訓練より)



救援物資・車両の搭載(防衛省災害派遣時の写真)



被災地での給水支援(海上保安庁災害対応の写真)

参考:自衛隊・海上保安庁利用のイメージ

自衛隊

- 航空機を状況に応じて配置することにより、侵攻部隊に対し、より遠方で対応します。
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。併せて国民保護を実施します。
- また、大規模災害発生時には、災害派遣の効率的 な実施が可能となります。
- 上記の実効性を確保するため、平素から訓練等で空港・港湾を利用します。

海上保安庁

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等への対応及び必要となる補給、訓練等のために空港・港湾を定期的に利用します。

港湾施設等のテロ等警戒 捜索救難及び人命救助

海峡等における警戒監視 住民の避難及び救援

船舶への情報提供及び避難支援

災害対応





Note for

空中給油訓練 🔤

利用する艦艇・航空機のイメージ (一例)



輸送艦(おおすみ型)



護衛艦(あたご型)



輸送機(C-2)



PFI船舶(はくおう)



戦闘機 (F-2)



空中給油·輸送機(KC-767)

港湾施設等のテロ 等警戒











利用する巡視船艇・航空機のイメージ (一例)



大型巡視船 (ヘリ2機搭載型)



ガルフV



大型巡視船 (ヘリ搭載型)



ファルコン2000



大型巡視船



ボンバル300

※訓練時写真

徳島小松島港の「特定利用港湾」への追加に関する意見交換会 配席図

日時:令和7年9月25日(木) 10:00~11:00 場所:徳島県庁707会議室

	7				
2711-2	事務局	徳島県 県土整備部 港湾政策課	徳島県 危機管理部		
	0	0	0	0	
事務局				0	オーシャントランス(株)
事務局	b			0	南海フェリー(株)
徳島県 東部県土整備局 (徳島)港湾管理	0			0	南海フェリー(株)
徳島市 危機管理部 危機管理課	0			0	徳島港湾荷役(株)
徳島市 都市建設部 道路建設課	o			0	徳島港湾荷役(株)
小松島市 産業振興部 商工観光課	0			0	東海運(株)
小松島市 危機管理部 危機管理政策課				0	共同港運(株)
徳島小松島港運協会	b			0	日本通運(株)
	0			0	日本通運(株)
ĺ]
		マスコミ	:関係者		
_					J